

●地域金融円滑化について

地域金融円滑化のための基本方針

愛知信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に傾注し取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命と位置づけています。

当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等があった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向け真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ① 態勢整備を図るために理事会等において決議した事項
 - ・地域金融円滑化のための基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を策定し、金融円滑化管理責任者を選任いたしました。(平成22年1月20日)
 - ② お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うための態勢整備
 - ・全営業店に事業資金・住宅ローンの返済計画見直し相談窓口を設置し、事業資金・住宅ローンの返済等についての相談に対し、適切に取組むよう平成21年12月21日付けの通達にて徹底しました。
 - ・本部審査部「企業支援室」と、営業店が協力し企業支援先に対して、事

業改善計画書の策定を含め、経営改善支援に取り組んでおります。

- ③ お客様の事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるための研修等
 - ・総務部において、融資の現場の職員に対し、東海地区信用金庫協会及び全国信用金庫協会の「中小企業経営支援」・「目利き力養成」講座等に派遣し、目利き力向上の研修を行っております。
 - ④ 中小企業に適した資金供給
 - ・地域の中小企業に対する、愛知中小企業再生ファンドや地域中小企業応援ファンドに対し、出資および融資による資金供給を行っており、今後も取り組んでまいります。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、

お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

◎お客様からの返済計画見直し等に係るご相談は、次の相談窓口をご利用下さい。

【愛知信用金庫 各支店】

窓口によるご相談	平日 午前9:00～午後3:00
電話によるご相談	平日 午前9:00～午後5:00
郵送によるご相談	各店の住所宛て

【本部審査部「企業支援室」】

電話によるご相談	平日 午前9:00～午後5:00	電話 052-951-9444
インターネットによるご相談	http://www.aichishinkin.co.jp/ お問い合わせフォーム	
郵送によるご相談	〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目15番25号 愛知信用金庫 審査部「企業支援室」宛て	

◎お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用下さい。

【愛知信用金庫 業務部「相談窓口」】

電話によるご相談	平日 午前9:00～午後5:00	電話 052-951-9445	フリーダイヤル 0120-113-003
インターネットによるご相談	http://www.aichishinkin.co.jp/ お問い合わせフォーム		
郵送によるご相談	〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目15番25号 愛知信用金庫 業務部宛て		

中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(中小企業等金融円滑化法)に基づく措置の実施状況

法第4条に基づく措置の実施状況 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権
【債務者が中小企業者である場合】

上段:累積件数(単位 件) 下段:累積金額(単位 百万円)		平成22年3月末	平成23年3月末	
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	件数	285	1,172	
	金額	2,370	11,608	
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	件数	168	730	
	金額	1,555	7,471	
	うち、実行に係る貸付債権	件数	166	726
		金額	1,415	7,450
	うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	件数	0	0
		金額	0	0
	うち、謝絶に係る貸付債権	件数	0	0
		金額	0	0
	うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	件数	0	0
		金額	0	0
	うち、審査中の貸付債権	件数	2	4
		金額	139	21
	うち、取下げに係る貸付債権	件数	0	0
		金額	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	件数	117	442	
	金額	814	4,137	
	うち、実行に係る貸付債権	件数	94	417
		金額	638	3,937
	うち、謝絶に係る貸付債権	件数	0	2
		金額	0	2
	うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	件数	0	2
		金額	0	2
	うち、審査中の貸付債権	件数	22	18
		金額	168	152
	うち、取下げに係る貸付債権	件数	1	5
		金額	7	44

法第4条に基づく措置の実施状況 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権
【債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合】

上段:累積件数(単位 件) 下段:累積金額(単位 百万円)		平成22年3月末	平成23年3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件変更等の申込みが行なわれたことを確認できたものから、貸付けの条件変更等の申込みを受けた貸付債権	件数	3	27
	金額	19	406
うち、実行に係る貸付債権	件数	3	27
	金額	19	406
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	件数	0	0
	金額	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	件数	0	0
	金額	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸し付け条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権	件数	0	0
	金額	0	0
うち、審査中の貸付債権	件数	0	0
	金額	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	件数	0	0
	金額	0	0

法第5条に基づく措置の実施状況 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権
【債務者が住宅資金借入者である場合】

上段:累積件数(単位 件) 下段:累積金額(単位 百万円)		平成22年3月末	平成23年3月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	件数	6	22
	金額	54	266
うち、実行に係る貸付債権	件数	5	21
	金額	52	245
うち、謝絶に係る貸付債権	件数	0	0
	金額	0	0
うち、審査中の貸付債権	件数	1	1
	金額	2	20
うち、取下げに係る貸付債権	件数	0	0
	金額	0	0